学校における働き方改革 業務改善計画

平成30年12月 (令和2年7月改定) 別海町教育委員会

はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を 一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児 童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、町内 全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤 務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、前回調査(平成20年度)や国の教員勤務実態調査と比較して、改善は見られるものの、

・1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割を超えている。

また、教頭に至っては、小・中学校とも7割を超えている。

- ・教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。

等の課題が明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、別海町教育委員会では、町内の全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『業務改善計画』」を 作成することといたしました。

作成に当たっては、学校の管理職員と意見交換を行うなど、実効性ある取組に向け、学校との連携を重視いたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を 得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めます。

1 計画の性格

本計画は、令和2年1月に告示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)第4の(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(以下「給特条例」という。)第8条及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

なお、本計画は、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要 に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 教育委員会及び学校の役割

(1)教育委員会の役割

ア 学校における働き方改革を進めるための計画等や学校に勤務する教育職員の在校 等時間の上限等に関する方針等を定めます。

イ 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施 します。

(2) 学校の役割

ア 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。

イ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人ひとりの意識改革を促進します。

4 計画の目標及び期間

本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を 設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とします。 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を『1か月で 45 時間以内、 1年間で360時間以内』とする。

- ※1 「在校等時間」は、8の(2)のアと同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、8の(2)のイと同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、8の(2)のイと同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、 8の(2)のウに掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施(平日週1日で年52日+週末週1日で年52日+学校閉庁 日年9日(休養日の重複があった場合は、その日数を除く。)) している部活動の割合 …100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合…100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合…100%
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合…100%

5 取組の検証・改善

(1) 取組の検証・改善

教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、校長会や教頭会と連携して取組を検証 し、検証結果及び国の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見ら れない取組の見直しなど、取組の改善を行います。

(2) 検証結果の提供

教育委員会は、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、学校に対して、検証結果を提供し、学校現場において、取組の進捗状況を容易に把握することができるようにします。

6 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなけれ

ばならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の 取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、 その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に 明確に位置付けるなどするとともに、教育委員会においても、PTA連合会等と連携す るなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発 を進めます。

7 具体的な取組

教育委員会は、地域や各学校の実情を踏まえ、各学校と協議しながら次の取組を行います。

なお、必要に応じて重点取組事項を定めます。

学校は、自校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行います。

(1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- (ア) 教育委員会は、学校に対してスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門スタッフの配置を進めます。
- (イ) 教育委員会は、必要に応じてスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の 派遣や配置に努めます。
- (ウ) 教育委員会は、不足している専門スタッフの人材確保に努めます。

イ ICTを活用した支援の充実

- (ア) 教育委員会は、各学校における I C T環境の整備のため、実態調査及び計画(円滑に活用するための計画含む)の策定を行います。
- (イ)教育委員会は、北海道教育委員会で作成する教材や資料等を活用しやすい教育環境を整えます。

ウ 校務支援システムの導入

- (ア) 教育委員会は、先行導入している学校、未導入の学校の状況確認を行い、校務支援システムの導入について検討します。
- エ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 (コミュニ ティ・スクールの取組の推進)
- (ア) 教育委員会は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」

の導入を進めます。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」について、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。

オ 給食費の徴収・管理業務の負担軽減

(ア) 教育委員会は、給食費納入における保護者の金融機関の利用を促進するとともに、 口座振替の導入についての検討を進めます。

(2) 部活動指導にかかわる負担の軽減

ア 部活動休養日等の完全実施

(ア)教育委員会及び学校は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

a 部活動休養日

・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日 (毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。

b 部活動の活動時間

・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「別海町立中学校に係る部活動の方針」による。

イ 部活動指導員の配置

(ア) 教育委員会は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、必要に応じて部活動指導員の配置に努めます。

ウ 複数顧問の効果的な活用

(ア) 教育委員会及び学校は、今後も顧問の複数配置が継続できるよう、体制整備に努めます。

エ 関係団体との連携・協力等

- (ア) 教育委員会は、関係団体と連携、協力して、部活動休養日の完全実施などの取組 を進めるとともに、体育協会や競技団体、文化団体等に対して、大会やコンクール 等の見直しを要請します。
- (イ) 学校においては、出場する大会やコンクール等を精選するよう努めます。
- (ウ) 教育委員会は、大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率 や、複数の学校による合同チーム等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正 等を行うよう要請します。

オ 学校規模に応じた部活動数の適正化等

(ア) 小規模の学校においては、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ 等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動等を積極的 に進めます。

(3) 勤務時間を意識した働き方改革の推進と学校運営体制の充実

ア 時間外勤務等の縮減

(ア) 学校は、月2回以上の「定時退勤日」(例えば「家庭の日」(給与・手当支給日)、「健康管理の日」(毎週水曜日)) や「消灯時間」、年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の設定など、学校の実情に応じた取組の実施に努め、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進めます。

イ 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- (ア)教育委員会は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとします。
- (イ) 学校は、職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

ウ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- (ア)教育委員会は、学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。
 - a 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

b 設定期間

8月15日前後の3日間に設定することを基本とする。(夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可)

また、年末年始の休日も学校閉庁日とする。

なお、学校の実情に応じて、長期休業期間に追加設定できることとする。

- c 服務上の取扱等
 - 年休、夏休、振替等
 - ・休暇取得を強制しない。
 - ・出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員 の出勤は不要
 - ・部活動休養日に設定
- d 保護者への周知

教育委員会が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出

エ 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

- (ア) 勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、教育委員会では、学校において、職員が在校している時間はICTの活用により客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するシステムを導入し、活用します。
- (イ) 教育委員会は、勤務時間管理について、正確で効率的な方法の導入を今後も継続 して検討します。
- (ウ) 学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮すると ともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を 進めます。

オ 留守番電話やメールによる連絡対応等

(ア)教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上での留守番電話やメールによる連絡対応等について、取組を検討します。

カ 管理職員のマネジメント研修の実施

(ア) 教育委員会は、学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職員のマネジメントが重要であるため、北海道教育委員会の新任校長、新任教頭、新任事務長研修において、職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力を養成します。

キ 主幹教諭の配置の推進等

- (ア) 教育委員会は、学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置を推進等します。
- (イ)教育委員会は、学校が学習指導・生徒指導等に関する様々な課題に対応するため、いじめ問題など生徒指導上の諸課題に対応するための教員などの配置について、国の加配を活用するなど、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図ります。

ク 教員と事務職員との役割分担の見直し

- (ア) 中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策(答申)」において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう検討を進めます。
- (イ)教育委員会は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、従来の学校事務の効率化を図るとともに、国の加配の活用などにより、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実に向け、学校間の連携などについて検討を進めます。

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

ア 調査業務等の見直し

- (ア)教育委員会は、教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査 について、廃止や縮小、他の調査との統合など、実施の必要性を踏まえて調査業務 の見直しを行ってきており、今後も、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分 に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。
- (イ) 教育委員会は、各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式 の簡素化を進めます。
- (ウ)教育委員会は、民間団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子ども の体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、その配布時期や量によ り教員に過度の負担がかかると考えられる場合は、当該団体に対して、負担軽減に 向けた協力を要請します。
- (エ)教育委員会は、町の協議会等の組織について、学校職員を委員とすることが必要 最低限となるよう、委員構成の見直しを促します。

イ 勤務時間等の制度改善

(ア) 学校は、4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド、振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、これらの制度を有効に活用します。

ウ 適正な勤務時間の設定

- (ア)教育委員会は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会 議等については、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行 います。
- (イ)教育委員会は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や 夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時 間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規 の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行います。

エ メンタルヘルス対策の推進

- (ア)教育委員会は、職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき、衛生管理者や衛生推進者を選任するなどの労働安全衛生管理体制の整備、過重労働となる職員がいる場合における産業医等への報告体制の整備について検討します。
- (イ) 教育委員会は、ストレスチェックの実施について検討します。

オ 教育課程の編成・実施に関する指導助言

(ア)教育委員会は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行います。

カ トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

(ア)教育委員会及び学校は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合に、心理的、福祉的、法的側面など、専門的な見地からの助言や支援を行うため、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」を活用します。

また、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用について、教育委員会及び学校での情報共有に努めます。

(イ)教育委員会は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局や警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化します。

キ 研修の精選・見直しと働き方に関する研修の充実

- (ア) 教育委員会は、研修報告書等について、過度な負担とならないよう簡素化を図ります。
- (イ) 教育委員会は、教職員研修の精選をはじめ、学校や教員の負担を考慮した効率的 な研修の実施に努めます。
- (ウ) 教育委員会は、管理職員はもとより、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識 した働き方を浸透させるため、各研修において、働き方改革の目的や勤務時間を意 識した働き方等に関する講義や演習を取り入れます。

ク 若手教員への支援

- (ア) 教育委員会は、学校単位を超えて若手教員が悩みを共有できるよう、指導室等が 支援する立場として、研修等の機会を通じて働き方改革の観点から適宜アドバイス を行います。
- (イ) 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、 若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等が それをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワ ークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手 教員が孤立することのないようにします。

ケ 研究指定の見直し

(ア)教育委員会は、学校における研究事業について、教員の負担面に配慮しつつ、その必要性について精査・精選するとともに、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方の見直しを行います。

コ 学校行事の精選・見直し

(ア)教育委員会は、各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

サ 学校が作成する計画等の見直し

(ア) 教育委員会は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合に は、文部科学省が行う予定の取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直し の範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。

- (イ) 教育委員会は、学校単位で作成される計画が、計画の内容や学校の実情に応じて、 業務の適正化を図る観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの 充実を図る観点から、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行います。
- (ウ)教育委員会は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や 学校の実情に応じて複数の教員が協力して作成し共有化するなどの取組を推進し ます。
- (エ) 教育委員会において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、 スクラップ&ビルドの観点に立ち、整理していくとともに、必要に応じて、PDC Aサイクルの中で活用しやすい計画等のひな形を提示します。

シ 学校の組織運営に関する見直し

(ア) 教育委員会は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行います。

8 教育職員の在校等時間の上限について

学校の教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務(以下「超勤4項目」という。)以外の業務については、時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。)を命じないものとされていますが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めます。

教育委員会は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減 や勤務環境の整備を進めます。

学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とします。

(1)対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

(2)業務を行う時間の上限

ア 「勤務時間」の考え方

超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把

握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的 に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

なお、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げる(ア)及び(イ)の時間を加え、(ウ)及び(エ)の時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、(ウ)については、当該教育職員の申告に基づくものとします。

- (ア) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事 している時間として教育委員会が外形的に把握する時間
- (イ) 教育委員会等が定める方法によるテレワーク (情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間
- (ウ) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己 研鑽の時間その他業務外の時間
- (エ) 休憩時間

イ 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(給特条例第7条第1項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

- (ア) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間(以下「1か月時間外在校等時間」という。) 45時間
- (イ) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間

ウ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

- (ア) 1か月時間外在校等時間 100時間未満
- (イ) 1年間時間外在校等時間 720時間
- (ウ) 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- (エ)連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、 各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3)教育委員会が行う措置

ア 教育委員会は、教育職員が在校している時間はICTの活用により客観的に計測 し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法に より計測します。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、 公文書としてその管理及び保存を適切に行います。

- イ 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。
- ウ 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意します。
- (ア) 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対する医師による面接指導を検討します。
- (イ) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保します。
- (ウ)教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じた健康診断の実施を検討します。
- (エ) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得 を促進します。
- (オ) 心身の健康問題に関する相談窓口の設置を検討します。
- (カ) 教育職員が必要に応じて産業医等による助言、指導を受けることについて検討します。
- エ 教育委員会は、各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏ま え、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整 備等の取組を実施します。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた 場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行いま す。
- オ 教育委員会は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本計画の周知を図ります。
- カ 教育委員会は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、学校の取組の状況を把握し、 公表します。

(4) 留意事項

ア 本計画に掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推 奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成 するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないものです。

- イ 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、 授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそか にすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることが あってはなりません。
- ウ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することの みを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けな ければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その 実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとし ます。

(平成30年12月策定) (平成31年 4月改定) (令和 元年10月改定) (令和 2年 7月改定)